

令和4年度龍ヶ崎スタイル体験&定住促進事業業務委託

仕様概要書

令和4年7月

龍ヶ崎市市長公室まちの魅力創造課

令和4年度龍ヶ崎スタイル体験&定住促進事業業務委託仕様概要書

第1章 業務概要

- 1 業務名称 令和4年度龍ヶ崎スタイル体験&定住促進事業業務委託
- 2 履行場所 茨城県龍ヶ崎市3710 龍ヶ崎市市長公室まちの魅力創造課ほか
- 3 履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
但し、検査期間10日間を含むものとする。
- 4 内 容 「第2章 業務の内容等」による
- 5 見積り及び契約方法
「令和4年度龍ヶ崎スタイル体験&定住促進事業業務委託に係る公募型企画提案募集要領」による。
- 6 支払条件
検査合格後、一括払いとする。ただし、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定された金融機関口座に振り込むものとする。

第2章 業務の内容等

1 業務の目的

「令和4年度龍ヶ崎スタイル体験&定住促進事業業務委託(以下、「本業務」という)」は、本市の首都圏からの位置関係や子育て環境の特徴を紹介することで居住環境の優位性を中心に、本市の認知度やイメージ向上を図るものである。あわせて、コロナ禍における地方移住への関心の高まりを受け、特に首都圏に居住する子育て世代に対する情報発信を通じ、本市への理解を深める機会を創出し、来訪に繋げ、最終的には定住人口等の獲得に繋げることを目的の一つとする。

また、市民や本市にゆかりある方向けには、他地域と比較した本市の居住環境の優位性を紹介するイベントを通じ、本市の魅力や再発見するきっかけづくりに繋げ、シビックプライドの醸成、推奨意欲の向上、さらには人口減少の抑制に資することを目的とする。

2 業務の背景

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、地方への移住に対する関心の高まりやテレワークの進展を受け、転入超過の傾向が見られる。住民基本台帳人口移動報告によると、

千葉県及び東京都のJR常磐線沿線からの転入が一定程度ある状況である。そのため、それらのエリアに対し、本市の居住環境(特に子育て環境)の優位性の認知獲得を図りつつ、本市への来訪のきっかけづくりの取り組みを行う必要がある。

また、本市の定住促進事業においては、市内の賃貸住宅から、自身の住宅を購入して市内転居をする市民が一定程度見受けられる。その傾向を加速化させるためにも、人口の流出防止策は急務である。

さらに、人口を獲得するだけでなく、人口減少のなかでの担い手作りのため、市民が本市の居住環境に魅力を感じることで、シビックプライドの醸成を図り、推奨意欲の向上や参画意欲の向上を図るための取り組みも急務である。

そのため、本事業の事業実施にあたり、本市の課題などを十分に理解し、本市が意図する魅力発信・移住フェアや本市が行う移住定住施策に対するの支援策などに関する企画提案を求めらるものである。

3 諸計画との関係性

本業務においては、次に掲げる計画等との整合性を勘案しながら業務を遂行していくものとする。

○第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン

○龍ヶ崎市まちづくり市民アンケート【令和3年8月】

4 業務内容

本事業における主たる業務内容は、下記に示すものとする。

下記の業務内容をもとに企画提案をすること。

(1) 業務計画書の作成

本業務の目的、背景、これまでの調査や外部データをはじめ、今般の社会情勢なども勘案し、本市の現状を提案者自身が分析した上で、本事業の展開にかかる全体像が分かる業務計画書を提出すること。企画提案時には、業務全体のスケジュールを示すもの、本項目に記載された事業実施に向けた取り組みの概要を示すもので構成すること。なお、契約締結後、具体的な業務計画書を作成するものとする。

(2) 魅力発信・移住フェアイベント運営(目安額:税込 7,000 千円以内)

本市の暮らしの魅力を中心に情報発信を行うイベントを「市外向け」「市内向け」の各1回、1日以上開催する企画内容を提案すること。

なお、実施時期は令和4年12月以降を想定し実施可能かつ効果的な時期を提案すること。

各イベントの実施会場は、本事業の目的や背景を考慮した上で、提案すること。なお、会場は最大3か所まで提案することを可とし、最終的な実施会場は、協議の上決定するものとする。また、会場使用料が発生する場合には、原則受託者の負担とする。

いずれのイベントについても、参加者アンケートは必須とするほか、当日の展示物品や配布物等に関するイベント実施に係る一切の準備物は受託者の負担とする。

ア 市外における本市の認知獲得を目的とした魅力発信や移住に関するイベント開催

・本事業の主たるターゲットは20～40代で、特に転入転出が多い小学校入学前の子を持つ子育て世代とする。なお、居住エリアは、JR常磐線沿線(特に千葉県内)とし、可能な限り移住などに関心がある者を想定している。

・イベントの集客方法(事前告知の手法)を提案すること。

・イベント実施後の情報発信についても提案すること。

・なお、イベントの集客方法に広告配信を活用する場合、配信媒体は、ウェブ広告、マス広告、SP広告、タイアップ等の種類は問わないが、上記ターゲットに対し、訴求可能な媒体を提案すること。

・提案時には、広告配信時の配信対象件数や反応などの目標値を明確に示すとともに、事業実施時には可能な限りリーチやエンゲージメントなどを含む反応が数値化された内容を本市と協議の上、最終報告書に記載するものとする。

イ 市内における人口流出防止を目的とした本市の暮らしの魅力発信イベント開催

・本事業の主たるターゲットは20～40代で、特に転入転出が多い小学校入学前の子を持つ子育て世代とする。また、居住エリアは、本市を中心に概ね15km圏内の近隣自治体とし、将来的に本市または近隣自治体で生活することに関心がある者を想定している。

・原則として、市のオウンドメディアを広報媒体として使用することを想定しているが、近隣自治体向けに広告配信を活用する場合には、配信媒体や提案時の目標値などは、上記Aに記載のとおりとする。

(3)移住定住サポート業務(目安額:税込2,500千円以内)

本市の転入転出にかかる傾向や他自治体と比較した際の本市の暮らしの優位性などの調査及び分析する手法を提案すること。なお、本業務実施時には、調査及び分析を行った上で、分析結果を踏まえた施策提案を行うほか、分析結果の報告会を本市職員向けに最低1回以上開催すること。

また、現在の移住関連の傾向や今後の移住定住の情報発信に対する研修会の企画内容を提案すること。(事業実施時、最低1回以上を開催)

(4)打ち合わせ

事業実施に合わせ、必要に応じて打ち合わせを行う。打ち合わせは龍ヶ崎市庁舎を使用する想定であるが、状況によってはオンラインでの打ち合わせも可能とする。なお、議事録については、打ち合わせ後、5営業日以内に受託者において作成し、本市に提出するものとする。

(5)その他の提案

本項(2)及び(3)に記載された業務内容は、公募時点で本市が最低限実施すべきものと考えているものである。提案者の専門的立場から本業務の費用範囲内で各業務に関連する効果的な提案がある場合は各項目の目安額の範囲内で追加の提案も可能とする。

5 資料の貸与

本業務を実施するにあたり本市が保有する資料・データ等は、契約締結後、必要に応じ受託者と協議の上で貸与する。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとし、いずれも正本1部、副本2部を提出する。

- (1) 事業実施報告書の提出
- (2) 「4 業務内容(2)」に係る制作物一式
- (3) 「4 業務内容(3)」に係る結果レポート
- (4) その他、本市が必要と判断した資料
- (5) 上記、成果品のデータ一式(DVD形式で提出)

7 その他

(1) 本業務での成果品等の著作権は本市に属するものとする。なお、成果品の中で今後の使用等にあたり、使用許諾などが必要な場合は都度、本市と協議をするものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合には、都度本市と協議するものとする。